

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から次のとおり役員の
退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成30年8月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 退任理事の住所及び氏名
仙北郡美郷町千屋字大屋敷7番地

高橋 準司